

事業所ごとに3部作成し、6月1日から6月30日までに提出して下さい。
 ※実績がない場合も、第1面から第9面まですべて提出が必要です。(第10面から第14面の記載要領は不要)
 ※労使協定方式を採用している場合は、労使協定書(就業規則等引用している場合は、該当箇所の写し)を2部添付してください。

許可番号	派34-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成00年00月00日

許可証に記載されています
 更新年月日ではありません

※労使協定書 = 36協定届ではありません。

労働者派遣事業報告書

(年度報告)

(6月1日現在の状況報告)

提出年月日を記載

令和8年6月00日

厚生労働大臣 殿

提出者は法人の場合は法人名と代表者の氏名、
 個人事業主の場合は代表名を記載

提出者 株式会社 広島労働局
 代表取締役 広島 一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきょく		
1 氏名又は名称	株式会社 広島労働局		
2 住所	〒(730-0013) 広島県広島市中区八丁堀5-7 (082) 511-1066 許可証(登記簿)どおりに記載		
(ふりがな)	ひろしま いちろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	広島 一郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきょく		
4 事業所の名称	株式会社 広島労働局		
5 事業所の住所	〒(730-0013) 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階 (082) 511-1066 許可証(賃貸借契約書等)どおりにビル名階数等まで記載		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	<input checked="" type="radio"/> 2 中小企業	総務省・日本標準産業分類に基づき、 細分類(主たる業種)で記載
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号 3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	直前に終了した事業年度(決算期)に合わせて記載 (例)6月決算の場合 令和6年7月1日~令和7年6月30日	
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	許可・届出番号 34-ユ-000000
10 親会社の名称			備考
	①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	うち構内請負の実施 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
12 備考	担当者名: 広島 一郎 連絡先: 082-511-1066 製造業に分類される事業者であって、構内請負(発注者の事業所構内において自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと)を実施している場合は、「うち構内請負の実施」の「1」を「0」で囲んでください。		

※労働局記入欄

(1)・・・決算期末日における人数(3月末決算の場合 R8.3.31 現在)

① 全労働者は、派遣労働者以外(正社員、契約社員、パート等)も含めた**全従業員数**(役員は除く)

・通算雇用期間 ⇒ **派遣元**での通算雇用期間(実際に雇用された期間)

・うち同じ職場に1年以上派遣見込み ⇒ 報告対象期間末日現在、**派遣先**の同じ職場での通算の派遣契約期間。

(例)3月末決算の場合

R8.1.1に雇用された派遣労働者が、R8.12.31まで派遣就業する場合(1年間)、派遣元での通算雇用期間は3か月だが、同じ職場に1年の派遣見込みがあるため、⑤「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と⑥「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」に計上。

様式第11号(第2面)

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数)(報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40 = ①+② = ③+④	30 ①	20	10 ②	3
③無期雇用派遣労働者	10 ③	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30 ④	20	10	10 ⑤	3 ⑥
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

日雇派遣労働者及び登録者のうち雇用されている者も含めること

※登録制度のある事業主のみ

報告対象期間内に締結した労働者派遣契約(個別契約)件数。3月末決算の場合は、R7.4.1~R8.3.31の間に締結した個別契約が対象。例えば R8.4.1から1年間の派遣をR8.3月中に締結した場合は、「6月を超え12月以下のもの」に計上。

②労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・ 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間	
						教育の内容
イ	5	腰痛防止教育	1	1	20	1
ロ	6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	20	1
ハ	7	危険予測訓練	1	2	20	2

雇入時または作業内容変更時に実施が義務付けられている教育。該当者がいなければ記載不要。

派遣実績がない場合○印を記載

労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち、該当する番号「1~8」、同法第59条第2項に該当する場合は「9」、同法第59条第3項に該当する場合は「10」を記載。
なお、第5号から第7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があるため必ず記載すること。

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社△△	広島県広島市
株式会社○△	広島県呉市
株式会社□△	広島県福山市
株式会社×○	山口県山口市
株式会社□×	島根県松江市

所在地は区市町村まで記載

②その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)

イ	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・ 2 無償(実費負担あり)・ 3 有償	資金支給の別 1 有給(無給部分なし)・ 2 有給(無給部分あり)・ 3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ	コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

第6面のキャリアアップに資するもの以外の教育訓練を行った場合に記載

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ	ロ	ハ	ニ
紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	紹介予定派遣により派遣された労働者数(人)	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数(人)
5	4	4	2

派遣期間終了後も継続して就業することを希望している者(雇用安定措置対象者)で、「3年見込み」は法的義務対象者であることに注意。

(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数		第4号の措置(その他の措置)を講じた人数		備考
		うち、派遣先に雇用された人数	うち、新たな派遣先に就業した人数	うち、新たな派遣先に就業した人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)	左記以外のその他の措置			
計	30	4	3	15	5	8	6	2	2	縦列の計は必ず一致します。
3年見込み	3	2	2	1	1	1	2	1	1	
2年半から3年未満見込み	5	1	2	2	1	1	1	1	1	
2年から2年半未満見込み	3	1	2	2	1	1	1	1	1	
1年半から2年未満見込み	5	1	2	2	1	2	1	1	1	
1年から1年半未満見込み	4	1	2	2	1	1	1	1	1	
1年未満見込み(※1)	10	1	1	6	2	2	1	1	1	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

派遣労働者の賃金欄は、労働の対価として派遣労働者に支払われた**全ての賃金**(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与など)を記載

協定対象派遣労働者の賃金額を記載
(対象者がいない場合は空欄)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	17,500 ①	23,000 ②	17,333 ③	12,000	15,000	15,000	12,667	12,667
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	27,000	32,000	23,000	20,000	22,000	22,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12-1 医師								
12-2 薬剤師								
12-3 歯科医師、獣医師								
13-1 看護師								
13-2 准看護師								
13-3 保健師、助産師								
14-1 診療放射線技術者								
14-2 臨床検査技術者								
14-3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	17,000		17,000	12,000			12,000	12,000
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

複数の業務に派遣されている者は、主たる業務にのみ記載

全業務平均は、縦列の金額の**単純平均**(小数点以下四捨五入)であること。
(例)派遣料金
①派遣労働者平均 $17,500 = (27,000 + 12,000 + 17,000 + 14,000) \div 4$
②無期雇用派遣労働者 $23,000 = (32,000 + 14,000) \div 2$
③有期雇用派遣労働者 $17,333 = (23,000 + 12,000 + 17,000) \div 3$

月給や時給ではなく、**1日8時間当たりの金額(消費税を含む)**を記載

「12~14 医師、薬剤師、歯科医師、看護師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意。

派遣先から得た**派遣料金の総額(消費税を含む)**
 \div 派遣労働者の**総労働時間** $\times 8$ 時間
全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

派遣労働者の**賃金の総額**
 \div 派遣労働者の**総労働時間** $\times 8$ 時間
全派遣労働者、無期雇用、有期雇用、協定対象、それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

総務省・日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載

様式第11号 (第4面)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)(続)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 50 生産設備制御・監視従事者								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意。

「99 分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記載

協定対象派遣労働者の賃金額を記載
(対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
令第4条 全業務平均	30,000	18,000	19,000
4-1 情報処理システム開発	32,000	22,000	22,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作	24,000	17,000	
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均
(小数点以下四捨五入)を記載。
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」
の場合は、全業務平均のみ記載してください。

令第4条以外の業務も含む賃金の平均
(小数点以下四捨五入)を記載。
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」
の場合は、全業務平均のみ記載してください。

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 (パンフレットへの掲載)	○

「その他」の場合は、「提供方法」
を記載してください。

提供方法は複数選択可能です。

【令和3年4月1日施行】

マージン率等(※)については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。
【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

(※)事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、教育訓練、
労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間)

(注)下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、新たにインターネットによる情報提供が必要となる項目です。

「人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)」による情報提供(無料)も可能です。

掲載の申込を行う場合

- 労働者派遣、職業紹介事業共通
- 法第32条の16第3項に関する事項
- 特定募集情報等提供事業

「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者

「キャリアコンサルタント以外の担当者」については、必ず「職務経歴あり」か「知見あり」のいずれかに記載してください。

「職務経歴あり」
 ・人事部門で3年以上の経験がある者
 ・過去にキャリアコンサルティングの経験がある者
 「知見あり」
 ・過去にキャリアコンサルティング等についての職務経歴はないがその知識を有する者

派遣労働者100名あたり1名以上の派遣元責任者の選任が必要です。派遣労働者が101名であれば、2名の派遣元責任者を選任してください。

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経歴・知見のある者	
					職務経歴あり	知見あり
計	1	1		1	1	
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

報告対象期間中の派遣労働者の人数
 全派遣労働者数 ≥ 実施を希望した者の人数 ≥ 実施した者の人数

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数						実施した者の人数		
	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	
計	40	10	30	30	5	25	5	20	

1, 2, 3 いずれかに○
 その番号ごとに報告書(第6面)を別業で作成してください。
 ※該当のない番号の報告書(第6面)は不要

③ キャリアアップに資する教育訓練 ①フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	資金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
報告対象期間中の人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
	10				10				備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(ロ) OA機器操作訓練	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修		2	4	4		20	10	10	1	1	1	1
		10	5	5		10	5	5	備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修		4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
		10	5	5		10	5	5	備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
(ロ)												
<p>厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練とは、「訓練の方法→1または2、訓練費負担→1、資金支給→1」</p>												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)			265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										1,500		

教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載

様式第11号 (第7面) (第8面)

II 6月1日現在の状況報告

実際に6月1日に派遣した労働者の実人数を記載
 ※当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く
 ※対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記載

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

派遣労働者計 令和8年6月1日に実際に派遣された労働者(日雇以外)の実人数	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	
42 (a)	25 (b)	25	9 (c)	9	2 (d)	2	6 (e)	1

(a)=(b)+(c)+(d)+(e)

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
(省略)					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
(省略)					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2	0	0	2	2
(省略)					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
(省略)					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記載

協定対象派遣労働者がいない場合(派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合は、記載不要)

総務省・日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載

「99 分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記載

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
8	4	4	4	

事業所ごとに特定製造業務への労働者派遣の届出が必要です。届出が無ければ、「物の製造の業務」へ派遣はできません。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

(第9面)⑤⑥⑦

実際に6月1日に派遣した日雇労働者の実人数を記載

※当日派遣していない者は除く

※対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記載

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
5	3	1			2	0				

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	1
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内	1	
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O A インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

(第9面)⑤の人数のうち、「i ~ iv に該当しない者」欄の日雇派遣労働者は、必ずいずれかの業務に該当します。

複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に記載

協定対象派遣労働者がいない場合(派遣先均等・均衡方式のみを採用している場合は、記載不要)

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月1日現在の登録者数(6月1日当日に派遣されている者を含み、かつ1年以内に派遣されたことが無い者を除く)

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

--

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月1日の派遣労働者(第7面①の人数)についての加入状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	14	—	1
健康保険	27	14	—	1
厚生年金保険	27	14	—	1

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含める